



## 請求に当たっての注意事項

### 1. 請求の理由の記載について

#### (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

#### (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

住民票等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

#### (3) その他の理由で請求する場合

住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

### 2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

### 3. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

### 4. 権限確認書類について

請求者が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

### 5. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

### 6. 罰則

偽りその他不正な手段により、住民票等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。